

神奈川の水資源開発と課題

【その歴史を踏まえて】

相模ダムのアオコ

平成16年8月1日(撮影:榎本)

—水資源開発の代表的なものは、ダム湖建設である。

人が生きるため、産業を興すために必要不可欠な水を、

常に使用可能とするために、ダム湖は造られた。—

—大多数の人は、歓喜に溢れ、あたり前のように平然と見過ごす中、

当該地の人が「好むと好まざるとに拘らず」、

半ば強制的にダム湖建設は進められた。—

—造ることと保全することは、表裏一体・不可分なはず

いまさら財源論を語ることに不可解さを禁じえない。—

《水源地住民の声》

水源地発 水資源対策つくい会議

常任顧問 県議会議員 榎本与助

『水の惑星である地球に居ながら、21世紀は驚異的な人口増などが要因となり、水資源をめぐる紛争が頻発するだろうと予見される。

その水資源は、「多過ぎても少な過ぎても、この社会に危機をもたらす」ものである。多過ぎると水害を招き、時として人びとの生命や財産を危険にさらす。また、少な過ぎると我われの日々の生活や経済活動に大きな支障を来たし、地域や国の発展をも阻害する。』

《水資源対策.I》 1. 水源地域の創設とこれまでの流れ

1). 近代水道と水源地の創設

安政6年(1859年)、横浜港の開港に伴い横浜の人口増は著しいものがあつた。ところが塩気の含んだ水質の悪さや水道施設の不備から、衛生上や生活面で困惑を来たしていた。そんな折、明

治16年(1883年)1月、神奈川県は日本に立ち寄ったイギリス兵中佐であり技師のヘンリースペンサー・パーマー氏に水道施設の調査設計を依頼。今から122年前、当時の横浜の人口は、およそ79,570人と推定されている。

本県から依頼を受けたパーマー氏は、3ヵ月後の4月には横浜水道工事第一報告書を、翌5月には相模川取水案を中心とした第二報告書を本県に提出した。

この第一・第二報告書の中で先ず検討された箇所は、多摩川流域の川崎市『谷保村付近と鹿島田(現在の川崎駅北口付近)』である。次いで相模川を水源とする研究も加えられた。また、最も困難が伴うとしながらも、横浜市を流れる鶴見川や帷子川も水源の候補地として検討対象となったことも事実である。結果的に工事費は最も高額となるが、流量が豊富で将来性のある相模川案の採用が決定し、鑄鉄管により約43km離れた野毛山浄水場まで導水された。工事はパーマー氏の監督のもとで明治18年4月着工、明治20年9月に完成。これがわが国最初の近代水道の創設であった。また津久井郡が水源地となる切っ掛けでもあった。118年前のこの時、横浜の人口は10万人を若干超えていたと推定される。

『当時、多摩川の上流域に位置する東京都や埼玉県で、上水道や農業用水を多量に使用していなかったら、川崎市が水源地になっていた可能性は大であった。明治22年横浜市市制開始時の人口は116,193人、県全体でも981,033人であったことから、県内の河川は何処も水質は良好であり、パーマー氏の助言がなかったら当初の水源地は津久井郡に限ったことではなかった。』

2). ダム湖建設は何のために必要であったか

明治20年にわが国初の近代水道が横浜に創設されて以来、人口は増え続け、川崎市が市制を開始した大正13年には、県全体で1,358,869人横浜市380,689人、川崎市48,394人となり、相模湖ダムの建設に着手した昭和15年には、県全体で2,188,974人、横浜市968,091人、川崎市300,777人に増加していた。これは大正時代から昭和初期にかけて、本県の工業が京浜工業地帯を中心に急速な発展を遂げたことが大きな要因であった。特に戦後の20年以降は、商工業とも驚異的な成長を続け、全国でも有数な産業集積が図られて来た。

以上のように、商工業の急速な成長とそれに伴う人口の急増により、生活用水をはじめ工業用水や農業用水などの水需要と電力需要が増大し、これらに対応するためには、1年365日、1日24時間、いつでも・何処でも蛇口を廻せば水を利用できる状態が必要不可欠となった。

したがって、たび重なる水資源開発(ダム湖建設)を余儀なくされて来た。

3). 本県のダム湖事業の目的と性格

水資源の大切さが真剣に問われ始めた。

しかし、ダムや水ガメ、水源地域といったこの種の問題を論じる時、有識者の中にも、これらを環境問題だと平然と言い切る人が少なくないが、果たしてそうであろうか。…ダム湖は、山や川の自然を守るという環境問題のために造られたのだろうか。…むしろ山や川の自然を破壊(活用)して、『1. 県民生活や産業経済活動の維持向上に必要不可欠なものとして、2. 水資源の安定的で持続可能なため、』であり、水という資源確保のために他にないのである。

この水資源の『量や質』を守るための対策を進める上で、環境対策も含まれるという捉え方が最も的確な考えではと思う。

また、本県のダム湖事業は、長野県などの洪水対策を目途にした「治水ダム」ではなく、県民生活全般の向上を目途にした「利水」に重きを置いた多目的ダムである。

4). 水資源の重要性を希薄にしている理由

- 近代水道の創設期が明治時代であったことから、水源地の決定が官主導で終始したため住民を巻き込んだ議論は皆無であった。
 - わが国初の多目的ダム湖である相模ダム建設の時期は昭和10年代であり、官軍主導で決定推進されたため、住民運動などが起こり得る状況下ではなかった。
 - ダム湖の建設地域が都市部をはずれた山村地域であったため、県民全体の問題でありながら、県民全体の関心の的になっていない。
- したがって、水資源開発(ダム湖建設)とその保全事業との一体感が理解されないまま今日に至っている。—
- その後に建設された道志ダム、城山ダム、三保ダム、宮ヶ瀬ダムを含めて計6ダム湖の建設に要した期間は、昭和15年(1940)～平成12年(2000年)までの僅か60年である。

『これまで神奈川県の中で、水という資源に対する切実感が乏しいのは、最初のダム湖建設の時代背景が大きな要因となり、他の都道府県と比較して、その後のダム湖建設の過程が極めて容易であったためと思われる。

全国的に見ても、ダム湖が建設され水源地に編入されることに、今も昔も喜んで賛成する住民や地域はない。…群馬県のハツ場(やんば)ダム建設交渉に見られるように、反対運動が長引き、半世紀を経過した今も、個人補償はもとより地域への将来保障などで住民交渉すら成立していない地域は珍しくない。』

※ 以上が《水資源対策Ⅰ》として、本県における水源地域の創設、つまり近代水道の始まりからダム湖建設にいたる概要である。

次の《水資源対策Ⅱ》では、6つのダム湖の概要と建設経費について掲載してありますので、是非、ご覧ください。



道志川(おらー三太だの三太物語は、この地が舞台)

《水資源対策. II》 2. 6つのダム湖の概要と建設経費(財源)

1). 6つのダム湖の概要

※相模ダム(相模湖)

総貯水量 6,320 万 m³ 昭和22年完成 付帯施設(沼本調整池)

役割「上水道894,000m³/日、工業用水186,000m³/日、農業用水360,000m³/日、
発電所 31,000kW」

背景「延べ労働人口360万人、当時県財政は極めて厳しく、ダム建設の調査費すら国からの借金で賄う始末であったが、県民生活の向上のために英断を振るって建設に踏み切った。」

(建設財源＝電気事業会計)

※道志ダム(奥相模湖)

総貯水量 152 万 5 千 m³ 昭和30年完成 付帯施設(道志第発電所)

役割「相模ダム湖と宮ヶ瀬湖へ同水路等で補強、第1・第2道志発電所。」

背景「産業の復興と人口増で水需要の急増や相模原畑地灌漑など農業用水の激増に対応のため、相模湖へ推量補強と発電を目的に建設。」

(建設財源＝電気事業会計)

※城山ダム(津久井湖)

総貯水量6,230万m³ 昭和40年完成 付帯施設(寒川取水堰)

役割「上水道909,000m³/日、工業用水387,000m³/日」

背景「S20年の終戦後、人口・産業とも急成長し、これに対応のため県、横浜、川崎、横須賀の共同事業で建設。」

(建設財源＝水道事業会計)

※本沢ダム(城山湖)

総貯水量474万総貯水量 昭和40年完成 付帯施設(発電所)

役割「発電250,000kW」

背景「水力発電によるクリーンエネルギー確保。」 (建設財源＝水道事業会計)

※三保ダム(丹沢湖)

総貯水量6,490万m³ 昭和54年完成 付帯施設(飯泉取水堰)

役割「上水道1,809,500m³/日」

背景「さらなる水需要の増大とS42年の2ヵ月にわたる大規模な渇水を踏まえ、将来の水需要の安定に備えるため。」

(建設財源＝水道事業会計)

※宮ヶ瀬ダム(宮ヶ瀬湖)

総貯水量1億9千3百万m³ 平成12年完成

付帯施設(宮ヶ瀬第1・第2発電所、相模大堰や浄水場の拡張)

役割「上水道1,300,000m³/日、2つの発電所を合わせて25,400kW」

背景「これまでのダム湖建設のような、水に対する切実感は乏しい中での建設ではあるが、将来を見据えての建設。」

(建設財源＝水道事業会計)

2). ダム湖の建設財源

- 上記のダム湖の概要に目を通せば一目瞭然である。

ダム建設総事業費のすべてが、「電気と水道の受益者、つまり利用者であり消費者である県民の使用量に応じた料金」による。(受益者負担＝受益に応じた負担)

この県民の負担金(料金)は、県の一般財源には一切入ることなく、水道事業者である「県水道局、横浜水道局、川崎水道局、横須賀水道局」の収入となり、各水道局の「人件費、薬品費、動力費、修繕費、送水管や配水管の布設費、受水費、委託費」など、運営全般の経費に充当。

【電気料金は県利水局(旧電気局)の収入。】

- したがって、水の「量や質」に心配があるとすれば、当然のこととして上記の「水を売っている水道事業者」の責任のもとで対処すべき課題である。(この事は、後段で詳しく触れる。)
- 水という資源、その安定的確保のために、本県は他県に例を見ないほど、いくつものダム湖を建設して来た。…建設する際の財源は、(上段で触れたように、のちに県民が水道料金で支払っているものの)、一時的には県民に痛みの伴わない、「起債と借金」によるものである。

したがって、過去にダム湖を建設する際には、今の「水源環境税」のように、財源論や事業内容に対する厳しい議論は、不思議なことに殆んどなかった。…(当時の景気は、現在とは比較にならないほど厳しかったが。)

◎(参考1)「宮ヶ瀬ダム湖関連の総事業費」の財源について。

宮ヶ瀬ダム湖の総事業費は、「ダム湖本体(3,900億円)と相模大堰」等を含めて約1兆円であるが、その大半は「起債」、つまり借金である。

ちなみに、起債(借金)の返済は、平成15年度分だけで、約460億円であり、年々少しずつ減少するものの、今後約20年間ほど同額程度の返済が続く。

- 年460億円の返済金の内訳は、以下のとおりである。

県水道局≒170億円、横浜水道≒187億円、川崎水道≒86億円、横須賀水道≒17億円
この金額は、水道料金の中から充てられているが、上段に記載した各水道局の運営費のうち「受水費」が、この返済金に当たる。

◎(参考2)大規模4ダム湖の保有水源と依存人口

本県の保有水源量は全体で、約580万 m^3 /日である。

大規模4ダム湖の総貯水量は、3億8,340万 m^3 であり、取水可能な水利権は、上水道にして県全体の保有水源量の約92,07%に当る約534万 m^3 /日である。

また、その他の水源量は県全体の7,93%に当る約46 m^3 /日である。

人口比では、4ダム湖「相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖」の依存人口は、14市9町で約800万人、全人口の91,3%。ダム湖以外その他の水源、地下水や伏流水・湧水の依存人口は、5市9町で約76万人、全人口の約8,7%にすぎない。

以上が《水資源対策. II》として、6つのダム湖の概要と建設経費(財源)についてである。次の《水資源対策. III》では、水資源の現状と課題について掲載しますので、是非ご覧になって下さい。



相模湖のアオコ

《水資源対策.Ⅲ》 3. 水資源の現状と課題（水量・水質・水源地）

水資源対策とは、「**水量の維持確保、水質の保全、水源地対策**」の3点を総合的に進める対策のことである。

それぞれの現状と課題については、以下の通りである。

なお、対象となる**（水）**は、浄水場等で取水する以前の**湖沼や河川の水、つまり水道水の原水**を指す。

1). 水量について

●**現状**：《水資源対策Ⅱ》で触れたように、4つのダム湖の完成と付帯施設である取水堰や浄水場等の整備により、県民生活や産業振興に必要な水量を確保するための水ガメ(器)は、一応備わった。

しかし4ダム湖の中でも主力である相模湖の現状は、総貯水量6,320万 m^3 の約3分の1に当たる1847万 m^3 もの土砂やヘドロが堆積し、水質悪化の大きな要因でもある。しかも近年の短いサイクルでやって来る渇水期などを考慮すると、これらに対する対策は急を要する喫緊の課題である。

●**課題と対策**：問題は、相模湖・津久井湖・丹沢湖・宮ヶ瀬湖といった器に、県民が常時必要なだけの水が溜まっていなければ、水ガメとしての役を果たせないのである。

渇水期の被害を最小限に食い止めるには、常に山や原野などの整備を促進し、水源涵養を図る必要がある。特に随所に見られる崩落の危険にさらされている区域や箇所、更には山の「**水の道**」となっている沢や水路を含む小河川の整備も急を要する課題である。

また、土砂やヘドロなどの堆積物によって低下しているダム湖機能の回復は、上流域の水害防止や水質面でも大きな影響を及ぼすことから、現状の浚渫事業の拡大を図り、抜本的な浚渫事業の展開が必要である。

① **山の整備について**：これまでも県林務課や水源の森林推進課により、一定の成果は治めているものの、抜本的な水源涵養なり水質浄化対策にはなり得ていない。

◎**その理由としては**、県林務課や水源の森林推進課の守備範囲以外のところに、水源涵養なり水質浄化対策にひつように必要な原因が存在するからである。

◎**例えば**、山の「**水の道**」となっている沢や水路を含む小河川の大半が、市町村の固有の事業となっていることから、殆んど手付かずの状態である。

水源涵養を目的にした水源の森林推進事業でさえ、事業開始以来7年以上を経過したが、その現状を視察した議員や県民は、荒れ果てている状態を目の当たりして、**あ然**としたという。

◎**因みに**、相模湖・津久井湖に直接流入する河川等は、その名が解っているだけで**218本**、丹沢湖には**275本**、宮ヶ瀬湖に**86本**、合計**579本**である。

また、名称の判明していない小河川を含めると1,000本以上と推測される。

この手付かず状態の小河川を含む山の整備は、水源を量と質の両面から守る上で、極めて重要な事業である。

②相模湖の浚渫について:これまで年平均40万 m^3 に及ぶ上流からの土砂流入により、ヘドロを含めた堆積による障害で、本来のダム機能を低下させ、上流域の山梨県上野原市にたび重なる水害を発生させて来た。

この土砂とヘドロの堆積により、量的には本来の貯水量の低下を来たし、質的にも底土から発生する有機物で水質悪化の要因となっている。

◎浚渫事業について:4大水道事業者により平成5年に開始した「相模湖貯水池大規模建設改良事業」は、27年間にわたる浚渫事業計画である。

平成15年12月まで11年間の成果は、浚渫量から流入量の差し引きで32万 m^3 減少しただけである。このための事業費は、200億円を超えるものである。

◎課題は湖本体部の浚渫:現在の堆積量1,847万 m^3 のうち、78,5%に当たる1,450万 m^3 が湖面部(湖本体部)に堆積している量である。

問題は、平成31年までの計画には、この肝心要の本体部の浚渫事業が入っていないことである。現在、実施されている浚渫事業は、狭窄部(勝瀬橋から上流の河川状態の部分)のみである。この湖本体部分こそ、量的にも質的にも大きな影響を及ぼすことから、現在の計画に囚われることなく、柔軟な対応が必要である。

※「水量の対策」だけでも、短期間では成果に値するような期待はできない。現在、実施している山や森林対策・浚渫といった事業展開を検証すれば解るとおり、長期的で莫大な費用を必要とする。

そして、これら事業の成果の良し悪しを直接受けるのは、他ならない県民である。

2). 水質について

●現 状:水道水についても、水ガメの原水を見たらあ然とするような水でも、一応飲める水にするため、対症療法で対応しているにしか過ぎない。

言い換えれば、立派な浄水場を構え、多量な薬品と高度な浄水技術を駆使しなければならないほど、原水は汚染されているのである。

因みに、水源地域の中心的な役割を果たしている相模湖・津久井湖の水質は、昭和30年以降の富栄養化が原因で、毎年発生する藻類により水質障害を引き起こすなど、悪化の一途を辿っている。

特に、アオコの原因でもある「窒素」と「リン」の数値が高く、「湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)」に指定されている琵琶湖や霞ヶ浦など、指定10湖沼(全国湖沼ワースト10)と比較しても、その数値は殆んど変わらないほどである。

また、顕著な水質障害に対して、各浄水場での浄水過程で多量な薬品投入が行われているが、中でも塩素投入による滅菌作用の際に生成される「発ガン性物質のトリハロメタン」は、その対応策を含めて実に憂慮すべき課題である。

●課題と対策:水質の保全対策を進める上で、先ず、実施すべきことは当然のこととして、湖沼と湖沼に流入する河川の水質汚濁原因(負荷量)の正確な調査である。

本県の水道水に大きな影響がある湖沼は、相模湖と津久井湖であり、河川では山梨県に源流す

る桂川と鶴川である。これらの湖沼と河川を対象に、神奈川県と山梨県が共同で水質調査を実施したのは、11年以上も前の平成6年の一度だけである。

その時の調査結果によると、**窒素・リン**に及ぼす水質汚濁発生源はおおむね 5 項目である。

1. 自然系「**69%**、山林・原野(原っぱ)・雨など」
2. 生活系「**21%**、家庭の台所・風呂・トイレなど」
3. 産業系「**8%**、工場・事業所など」
4. 農業系「**1%**、水田・畑・畜産など」
5. その他「**1%**、不法投棄・散乱ゴミなど」

上記の水質汚濁発生源を除去もしくは削減する対策は、**広範囲に及ぶものであり、主としてダム湖に汚濁物質が直接流れ込む水源地域(水源地特別措置法第3条第1項に規定)、次いで集水区域(降雨や降雪がダム湖に流入する範囲)が対象となる。**

◎**自然系の対策**: 前段の「水量」の項目で触れたように、山林の整備が中心となるが、対象面積が広範囲な上に通常の山仕事に加え、崩落防止や水路や沢といった小河川の整備に至まで、作業は複雑な上に困難が伴うため、長期的な計画が必要である。水質汚濁原因の約7割がこの自然系であることから、極めて重要な対策である。

◎**生活系の対策**: 主に下水道事業による対策であるが、地域や人口によりその種類は異なる。その種類には、流域関連公共下水道・単独公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽などがあり、目的に応じてこれらの事業を使い分けるのが通常である。問題は、下水道普及率の低い水源地域などの財政力は乏しく、本来市町村が負担すべき財源の確保すら事欠いているのが現実である。したがって下水道事業の進捗率も思うように上がっていない。

しかし、水質汚濁原因の21%を占めており、憂慮すべき課題である。

◎**産業系の対策**: 水質汚濁防止法による排水規制に加え、県独自の公害防止条例等により、一定の成果も上がっており、汚濁原因も8%と少量である。

◎**農業系の対策**: 水源地および集水区域内を中心に、農業や水田・畑の管理等について、行政・農業団体などの連携を密にしながら取り組み、一定の成果を上げている。また、水質汚濁原因も1%と少量である。

◎**その他(不法投棄や散乱ゴミ等)の対策**: 住民団体や地域住民との連携のもと、これらの防止や監視を強化する必要がある。

但し、これまでの成果もあり、汚濁原因は1%と少量である。

※以上のことで解るように、水質汚濁原因の9割は、山や森林を中心にした**自然系**と一般家庭からの**生活系**である。水質汚濁原因を除去もしくは削減する作業は、ダム湖を建設するのと同じように、**年月と費用面**で大変な事業である。しかし、この困難な事業を克服してこそ、良質で安定した水という資源を享受できることを、よおしく承知をしているのは受益者の県民だろうと思う。



相模湖のアオコ

3). 水源地域対策について

●**現 状**：水量と水質に最も大きな影響を及ぼしている地域は、当然のこととして水源地域であり、集水区域である。本県は、これまで他の事業に例を見ないほど莫大な経費を投入して、県民生活の根幹を成す水資源開発(ダム湖建設)を行って来た。

そのことにより県民生活は著しく向上したが、一方では、6町1村が水源地域に編入され、半永久的に水源地域としての役割を担う宿命を負うことになった。

今日、地方分権が進む中で、健全な地方自治を図る上にも、有形無形の足かせとなっていることは歪めない事実である。

しかも、水源地になることを選択は、当該地域の当時の人たちが、「**好むと好まざるとに拘らず半ば強制的**」に決められ実施されたものである。

また、当時の時代背景は今日と大きく異なっていたことから、「**水源地域として将来への保障**」があった訳ではない。

その身近な例として、宮ヶ瀬ダム湖と相模湖・津久井湖・丹沢湖を比較すれば、一目瞭然である。

宮ヶ瀬ダム湖は、昭和48年施行「**水源地域特別措置法(水特法)**」の適用を受け、「(財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」等により、**地域振興策が将来にわたって保障されているが、他の3湖の場合は、地権者に対する保障のみで、地域に対する将来への保障は皆無に等しいのが現実である。**

●**課題と対策**：水資源問題の対策を促進する上で極めて重要なことは、先ず、「安定水量の確保のためのダム湖建設であり、その器に溜まる水の安全な質の確保、そして、この量と質の確保なり保全に不可欠な水源地域の役割」、といった一連の仕組みや流れが理解されるか否かは、この対策の的確性を大きく左右する重要な点である。

本来、水資源問題は、この問題に、直接取り組まなければならない立場にある水道事業者、そして行政や水利用者(受益者)である県民の理解と認識の問題でもあろう。

次の「**水資源対策Ⅳ**」では、水源環境税と水道料金の役割について掲載しますので、是非、ご覧ください。

《水資源対策. IV》 4. 水源環境税と水道料金の役割



「水資源対策つくり会議」のメンバーと相模湖町のふれあい広場にピーパール活動に参加。…この会は、平成十四年六月一日に岡崎前知事が出席し、水源地域住民六五〇名が集う中で発足したものの。

「この会の連絡先:042-780-2387」

1). 水源環境税が対象とするもの

対象となるものを端的に言うならば、「水」という資源を量と質の面から守ることである。

このことに関して、平成14年9月27日～11月5日の期間で、企画部所管のもと県民意識調査が実施された。

- ① 調査地域は、神奈川県全域
- ② 調査対象は、県内に居住する満20歳以上の男女
- ③ 標本数は、3,000サンプル
- ④ 標本抽出方法は、選挙人名簿による無作為抽出
- ⑤ 調査方法は、郵送配布・郵送回収
- ⑥ 調査機関は、(有)流通研究所

※全体の回収結果

設計サンプル	有効発送サンプル	有効回収サンプル	有効回収率
3,000	2,970	2,065	69.5%

※意識調査の結果・・・意識調査としては、非常に高い回答率であった。

水質と水量を、将来も安全で安定したものにするため、森林や下水道整備など生活排水対策を実施する経費として、1ヶ月当り(一家庭)の負担を尋ねたところ、解答は下記のとおりであった。

○ (200円≒61.5%、300円≒60.8%、500円≒53%) の県民が負担を容認すると応えていた。

※但し、対象となる(地域や事業)を明確にすると共に、県民に分かり易い説明を果たすことが求められている。

2). 新税の意味・・・新税は受益者負担金の徴収方法の1つ

●水源開発(ダム湖建設)と水源保全是表裏一体で不可分な事業 意識調査で多くの県民が理解を示す

『水を確保するための水源開発(ダム湖建設)』と『水質の保全や水量の安定維持』のための事業は、表裏一体であり不可分なものである。

『いま、何故、このことが理解されていないかであるが、ダム湖を建設する時に、将来に起こり得るであろう広義な意味でのメンテナンスを、誰の責任でどのような方法で実施するかという、至極当然のことが決められていなかったことが、大きな要因と思われる。』

しかし、意識調査の結果が示すとおり、こうした「水」に関することに、意外と理解を示しているのは県民である。

県民生活や事業活動の根幹であり不可欠な「水という資源」を、確保するための『ダム湖造り』と『ダム湖に溜まる水資源』を守ることが、表裏一体で不可分な事業であることを、多くの県民は意識調査の結果が示すように承知しているのである。

●水資源対策費には、もともと一般財源を充当すべき性格ではない

ダム湖建設費については、相模湖ダムが電気事業会計から充当した以外は、城山ダム・三保ダム・宮ヶ瀬ダムの三ダム湖は、全て水道事業会計によるものである。

つまり、県民が受益(使用量)に応じて支払っている水道料金から負担しており、一般財源(税金)からの負担は皆無に等しいのが現実である。

●一例として、宮ヶ瀬ダムの建設費は当初1,700億円であったが、最終的には約2.3倍の3,900億円余りであった。宮ヶ瀬ダムの事業費の中、国負担の3割を除いた約7割は、**県民である水道利用者**からの負担である。

この事業費には、ダム湖本体建設工事費に加え、山や農地や宅地といった用地費のほか、営業保証や地域振興費も含まれている。このように漠然とした事業費の7割を県民が負担しているにも拘らず、これまで厳しいチェックが行われたことはない。

●以上のように、水資源開発(ダム湖造り)も水源環境保全も、事業費や事業量の上で、漠然とした点では差ほど変わりはない。・・・したがって、水源環境保全事業に、一般財源の投入が可能だとすれば、水資源開発(ダム湖造り)にも、一般財源の投入が可能となる。

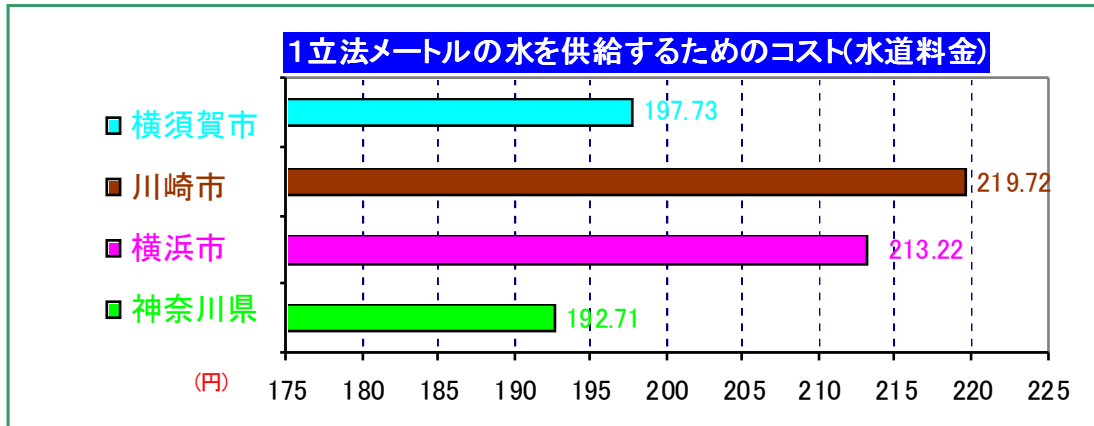
そこで、可能だとすると、新税の議論の前に、宮ヶ瀬ダム事業費の償還金に使われている水道料金(年約460億円)の、中身の妥当性を検証する必要性が生じる。

県民は、税と水道料金の性格の違いを理解しているが故に、これまでのダム湖建設の過程で、「今日の不景気」を凌ぐ時代を経験しつつも、一定の理解を示し現在に至っている。

3). 水道料金の役割と用途

以下の数値は、平成15年度 神奈川県内四大水道事業者比較表 (企業庁提供資料)

	神奈川県	横浜市	川崎市	横須賀市
家事用1ヶ月20m ³ 水道料金(税抜) 単位:円	1,921	2,456	2,110	2,390
職員数(損益勘定職員) 単位:人	835	2,092	715	210
年間有収水量 単位:千m ³	335,829	402,646	151,008	64,358
職員1人当たり年間有収水量 単位:m ³	402,190	192,470	211,201	306,467



《上記供給コスト(水道料金)の内訳 単位円》

	職員給与費	動力・薬品費	修繕費	支払利息	減価償却費	受水費	委託費等
神奈川県	27.56	5.59	18.11	23.70	44.52	50.88	22.35
横浜市	55.01	4.05	12.15	22.18	45.63	52.45	21.75
川崎市	51.19	2.86	7.25	34.30	46.36	70.31	25.93
横須賀市	34.60	4.35	10.68	34.40	53.39	25.90	34.41

水道料料金と水源環境税との比較

☆水道料金の用途

- ①人件費(職員給与費) ②ダム湖を造る際の起債の償還(企業団からの受水費)
- ③浄水場の建設や維持費(動力・薬品費・修繕費・支払利息等)
- ④各家庭や事業所などへの送水管や配水管の布設費、減価償却費等
- ⑤委託費等『検針・漏水修理、負担金(◎水源の森林、▲浚渫やエアレーション等)』
◎水源の森林事業には、水道料金の1%(5億円/年)を負担(県営水道のみ)

☆新たな水源環境税は、『水質・水量・水源地域対策』に必要な経費である。

浄水場で取水する以前の湖沼や河川の水道原水を良好なものにする、また渇水時に備えて常に森林整備を行い水源涵養を図る。これらの『総合的、長期的な対策経費』である。

①つまり水質汚濁の原因となる、下記の発生源を除去もしくは削減するための経費。

- ①生活排水系(家庭) ②産業排水系(工場や事業所) ③農業系(水田・畑・畜産等)
- ④自然系(山林・原野・雨) ⑤その他(不法投棄や散乱ゴミ等)

②渇水時にも、水不足を最小限に食い止めるため、常に山林の水源涵養を図るための経費。

随所の崩落危険区域の整備(部分的ながらダム湖を埋め尽くす恐れあり～深刻な問題)

③水資源対策を進める上で、その要であり不可欠な水源地域の活性化対策経費。

県民にとって、税も水道料金も懐から出費することに変わりはない。

《まとめ》

※水道の蛇口から出た水は、県民が受益に応じて買っている水であり、生活や産業の必需品でもある。その生活必需品とも言える（水）の安全性と安定性を、将来にわたって確保するための事業費は、当然のことながら受益者負担で賄うのが適当であり、もともと一般的な財源論で推し測るべき性格ではなく、一般財源の投入は、的はずれと言わざるを得ないのである。

※新税は、「水源環境総合対策」を促進するために必要な経費であり、それは取りも直さず、県民にとって1日も欠かせない貴重な「水」を、将来に亘って清浄で安定したものにするための事業である。…したがって、水源開発(ダム湖建設)に充てられた受益者負担の範囲を、逸脱するものではない。

※新税は、新税にして新税にあらず、「水源環境のための事業費を、県民から受益者負担として徴収するための便法であり、水道料金をはじめ幾つかある徴収方法の1つの方法」と理解すべきである。

●この問題の県行政の役割

本来は、水道事業者の責任範囲である。現在の水道水に不安を感じている県民は、意識調査で明確に見られるとおり、「やや不安とかなり不安」の合計は、46.9%であり、また、家庭における浄水器の使用は、「使用していると今後使用したい」の合計が57%に達することや、水ガメの現況から判断しても、水に対して安心感を満たしているとは言い難い。この現状から、生活必需品である(水)を県民に売っている、水道事業者の責任は免れない。

ところが、本県は複数の事業者が存在しており、料金体系やその使われ方もマチマチであることや、水道事業そのものへの信頼性を欠くことに連動することには、手を付けたくない等の理由から、原水浄化なり保全の事業に積極的な姿勢をとれないものと思われる。

しかし、水源環境の現況は、窒素・りん・COD等が示すとおり、極めて憂慮すべき段階に来ている。……水道事業者が責任を果たさないことを理由に、これを見過ごせば、行政の怠慢との指摘を受けかねない。…したがって、水道事業者に肩代わりして、受益者負担のもとで、県がその任務に当たる他はないのである。

今後の課題

水源環境税が成立し、来年四月から施行される。

今後の最大の課題は、当局も議会も、「何処に、どんな事業のため、どれほどの費用を必要とするか」など、納税者に対する説明である。

納税者である県民が理解できるもの、つまり水源環境のため最大効果の上がる具体策を進める努力をしなければと、心する次第です。